

厚生労働大臣が定める掲示事項①

1. 事業者の概要

法人名 : 医療法人社団 悠翔会
所在地 : 東京都港区新橋五丁目14番10号 新橋スクエアビル7階
連絡先 : 電話 03-3289-0606 FAX 03-3289-0607
代表者 : 佐々木 淳

2. 事業所の概要

事業所名 : 訪問看護ステーションもりや
所在地 : 茨城県守谷市板戸井字中ノ台2841-1
連絡先 : 電話 0297-38-6508 FAX 0297-38-6509
管理者名 : 岩本 ゆり
事業所番号 : 0862490109
ステーション番号 : 2490109
サービス種類 : 介護予防訪問看護・訪問看護
サービス提供地域 : 守谷市・取手市・常総市・つくばみらい市 その他地域要相談

3. 営業日および営業時間

平日・祝日 : 8:30 ~ 17:30
定休日 : 土曜日、日曜日、年末年始(12月29日~1月3日)

*ただし、利用者の状態によって24時間対応可能な体制を整えています。

4. 職員体制および職務内容(令和5年11月1日現在)

- (1) 管理者(看護師) : 常勤1名
従事者の管理及び看護サービス提供
- (2) 看護師(正看護師) : 常勤2名・非常勤1名
訪問看護サービスの提供

5. 事業の目的

ご自宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して適切な訪問看護を提供します。

6. 運営方針

- (1) 利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

7. サービス提供内容

- (1) 看護介護行為(利用者に対して)
 - ・バイタルサインチェック(血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定)
 - ・身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴・爪のケアなど)
 - ・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に対する対策や指導など)
- (2) 医療的処置行為
 - ・創傷および褥瘡処置
 - ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・喀痰の吸引・管理
 - ・点滴
 - ・排泄管理ケア(浣腸・敵便)
- (3) リハビリ援助行為
- (4) 介護者に対して
 - ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
 - ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など)

厚生労働大臣が定める揭示事項②

8. 利用料

- (1) 訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- (2) 保険外料金
 - 交通費 : 守谷市外のみ500円/日
 - 駐車代 : 実費分
 - エンゼルケア : 15,000円
 - 保険外サービス : 営業時間内の場合、1時間あたり10,000円 営業時間外の場合、1時間あたり15,000円
- (3) サービス当日朝9時以降のご連絡によるキャンセルの場合、キャンセル料として実費分がかかります。
※ ただし、利用者の容体の急変など緊急やむを得ない事情がある場合を除きます。
- (4) 料金のお支払い方法
 - ① 原則として、お支払い方法は口座振替となります。
 - ② 事業所は、当月利用金額の合計額請求書を15日ころまでに利用者に交付します。
 - ③ サービス提供の翌月27日（土日祝日の場合は翌営業日）に事前に指定を受けた口座から振り替えます。振り替えの翌月に領収書を郵送いたします。

9. 事故発生時の対応について

- (1) 本事業所のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所等に報告するとともに適切な措置を講じます。
- (2) 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

10. 感染症蔓延及び災害発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. 利用者への不適切な対応防止

- 本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
 - (2) 居宅サービスの計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. その他

- サービス提供の際は、事故やトラブルを避けるために次の事項にご留意ください。
- (1) 看護師等は年金の管理・金銭の貸借等、金銭の取扱いは行いません。
 - (2) 看護師等は、介護保険制度にて利用者の心身の機能の維持・向上のために、療養上の世話や診療の補助を行います。それ以外の業務（掃除・洗濯等家事）を行うことは出来ません。
 - (3) 看護師等に対する飲食のもてなし、贈り物はお断りいたします。
 - (4) 訪問車で伺いますので、駐車が出来る場所をご準備願います。
有料駐車場の場合、料金は利用者負担でお願いします。

14. 相談窓口・苦情対応について

- (1) 事業所の窓口
 - 電話番号 : 0297-38-6508
 - 担当部署 : 医療法人社団悠翔会 訪問看護ステーションもりや
 - 担当者 : 岩本 ゆり (いわもと ゆり)
 - 解決責任者 : 菅沼 匠 (すがぬま たくみ)
 - 受付時間 : 8:30~17:30
- (2) 公的機関の窓口
公的機関においても苦情申出等ができます。
 - ① 各市町村相談窓口
 - 守谷市 : 0297-45-1111 (介護福祉課)
 - 取手市 : 0297-74-2141 (介護・高齢)
 - 常総市 : 0297-23-2111 (幸せ長寿課)
 - つくばみらい市 : 0297-58-2111 (介護福祉課)
 - ② 茨城県国民健康保険団体連合会 : 029-301-1550